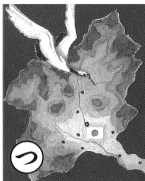


 県紋章		 つる舞う形の群馬県／上毛かるた
--	--	--

令和6年10月29日（火） 第10245号

目次

	ページ
告 示	
○道路の区域変更（道路管理課）	2
○道路の供用開始（同）	2
選挙管理委員会告示	
○政治団体の異動事項	2
○政治団体の解散届出	3
○資金管理団体の異動事項	3
○選挙権を有する者の総数の50分の1の数等	4

■ 告 示

◎群馬県告示第265号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県中之条土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和6年10月29日

群馬県知事 山 本 一 太

道路の種類	路線名	区 間	変更の前後別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
一般国道	406号	吾妻郡東吾妻町大字萩生字田谷1988番の1地先から同郡同町大字同字同乙1949番地先まで	前	6.3～8.0	39.5
			後	6.3～8.0 5.1～8.5	39.5 41.1

◎群馬県告示第266号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県中之条土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和6年10月29日

群馬県知事 山 本 一 太

道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
一般国道	406号	吾妻郡東吾妻町大字萩生字田谷1988番の1地先から同郡同町大字同字同乙1949番地先まで	令和6年10月30日

■ 選挙管理委員会告示

◎群馬県選挙管理委員会告示第62号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定により届出のあった政治団体の異動事項は、次のとおりである。

令和6年10月29日

群馬県選挙管理委員会委員長 片 野 清 明

1 政党の支部

政治団体の名称	異動事項	新	旧	異動年月日
参政党群馬第5支部	会計責任者の氏名	田村順子	富沢尚史	令和6年 9月25日

日本共産党群馬県委員会	代表者の氏名	渋沢哲男	小菅啓司	令和6年 2月11日
-------------	--------	------	------	---------------

2 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	異動事項	新	旧	異動年月日
池島としあき後援会	会計責任者の氏名	須藤忠宏	半田国明	令和6年 9月24日
伊勢崎佐波医師会医政会	代表者の氏名	羽鳥則夫	大澤誠	令和6年 6月28日
	会計責任者の氏名	塩島正之	都丸浩一	令和6年 6月28日
今成あつこ後援会	代表者の氏名	今成亮	林和良	令和6年 9月13日
弘和会	主たる事務所の所在地	前橋市元総社町521-7	前橋市元総社町589-6	令和6年 9月3日
田村利男後援会	会計責任者の氏名	田村純子	新井敏夫	令和6年 9月1日
地域活性化研究会	主たる事務所の所在地	前橋市城東町2-12-3	前橋市千代田町4-12-3	令和6年 9月12日
中島由美子後援会	代表者の氏名	清水健二	小野関武利	令和6年 7月1日

◎群馬県選挙管理委員会告示第63号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により解散の届出のあった政治団体の名称等は、次のとおりである。

令和6年10月29日

群馬県選挙管理委員会委員長 片野清明

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
中澤ひろお後援会	中澤広夫	令和6年9月1日

◎群馬県選挙管理委員会告示第64号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項第3号の規定により届出のあった資金管理団体の異動事項は、次のとおりである。

令和6年10月29日

群馬県選挙管理委員会委員長 片野清明

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	異動事項	新	旧	異動年月日
上野宏史	地域活性化研究会	主たる事務所の所在地	前橋市城東町2-12-3	前橋市千代田町4-12-3	令和6年9月12日

◎群馬県選挙管理委員会告示第65号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項、第75条第1項、第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項の規定による群馬県における選挙権を有する者の総数の50分の1の数、3分の1の数及び80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数は、それぞれ次のとおりである。

令和6年10月29日

群馬県選挙管理委員会委員長 片野清明

- 1 群馬県における選挙権を有する者の総数の50分の1の数 31,681
- 2 群馬県における選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数 298,007
- 3 群馬県議会議員の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数

選挙区名	3分の1の数
北群馬郡	10,087
甘楽郡	5,940
吾妻郡	14,469
利根郡	8,779
佐波郡	9,873
邑楽郡	26,460
前橋市	91,604
高崎市	102,444
桐生市	29,469
伊勢崎市	55,750
太田市	58,653
沼田市	12,577
館林市	20,353
渋川市	20,826

藤岡市・多野郡	18,486
富岡市	12,887
安中市	15,692
みどり市	13,673

毎週火、金曜日発行

発行 群馬県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
電話 027-223-1111
